

三好市いじめ防止基本方針

平成26年10月

三好市教育委員会

三好市いじめ防止基本方針

三好市教育委員会 平成26年10月策定

I 基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、学校は「いじめはどの子どもにも起こりうるものである」という認識に立ち、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの防止、早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

「三好市いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的で、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）」第12条の規定に基づき、三好市におけるいじめの防止等のための対策を推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい
- 悪口や脅し文句
- 嫌なことを言われる
- 仲間はずれ
- 集団による無視
- 叩かれたり、蹴られたりする
- ぶつかられる
- 金品を盗まれたり、隠されたり、壊されたりする
- 金品をたかられる
- パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、又はさせられる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど警察に相談・通報するものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を確認の上で早期に警察と連携した対応をとることが必要である。また、いじめに当たると判断される場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合には、行為を行った児童生徒に悪意のなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「法」及び「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」の趣旨に則り、いじめ問題解決のために次のように取り組んでいく。

- (1) すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携していじめ問題の克服を目指して取り組むようにする。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。また、いじめ問題への取り組みの重要性について市民全体の認識を広め、いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となった取り組みを推進するための普及・啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが大切である。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけいあいを装って大人が気づきにくい形で行われたりすることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は定期的なアンケート調査や心理検査、教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関との連携が重要であり、いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団の好ましい人間関係を取り戻すまで見守りを継続する必要がある。

このため、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、学校においても組織的な対応を可能にするような体制整備が必要である。

4 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校支援ボランティア（学校支援地域本部事業）を活用したりするなど、いじめ問題等について学校と地域、家庭が連携した対策を推進する必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

5 関係機関との連携

いじめ問題等への対応において、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、普段から、学校や教育委員会は関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

Ⅲ いじめの防止等のために三好市教育委員会が実施する施策

1 「三好市いじめ防止基本方針」の策定

三好市におけるいじめの防止等のための対策を推進するため「三好市いじめ防止基本方針（以下「方針」という）」を定める。

2 「三好市いじめ問題等対策連絡協議会（仮称）」の設置（法第14条1項による）

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため「三好市いじめ問題等対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）」を置く。《別表参照》

3 「三好市いじめ問題等対策委員会（仮称）」の設置（法第14条3項による）

(1) 三好市のいじめ問題等の対策の中核として、三好市教育委員会内に「三好市いじめ問題等対策委員会（以下「対策委員会」という）」を置く。《別表参照》

(2) 対策委員会では、いじめ防止等のための広報活動、各学校・幼稚園に対する指導助言、いじめ事案が発生したときの調査協力及び主体となつての調査、関係機関との連絡調整、市民からの教育相談の実施等、いじめ問題等に対応していくための諸活動を行う。

4 「三好市教育委員会いじめ問題調査委員会（仮称）」の設置（法第14条3項による）

いじめに関する重大事態が発生した場合、問題解決の中核機関として「三好市教育委員会いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）」を設置する。《別表参照》

（※重大事態の意味については「V 重大事態への対処」を参照）

5 いじめ防止等に向けた主な施策

- (1) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) いじめ防止等のための対策が専門的な知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の正しい利用方法や危険性について理解させるとともに、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取り組みを進める。あわせて、インターネットによるいじめやトラブルを防ぐため保護者に対しても広報や啓発に取り組む。
- (4) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等についての広報や啓発に取り組む。また、学校や家庭に「いじめ相談ホットライン」の周知を図り、いつでもいじめ等の悩みを相談することができる体制づくりに努める。
- (5) 地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図るため、学校と家庭の連携のもとに地域社会との協働という観点を加え、児童生徒のいじめ等の問題行動の防止や早期発見に取り組む。例えば、学校関係者とPTAや関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校支援ボランティア（学校支援地域本部事業）を活用したりするなど、いじめ問題等について学校と地域、家庭が連携した対策を推進する。また、日ごろから学校内外で児童生徒と多くの人々が接するような交流学习等を推進する。
- (6) 児童生徒のメンタルヘルスに関する専門的な知識・経験を有した臨床心理士を学校へ派遣し相談体制の充実を図る。
- (7) 児童生徒によるいじめ等の問題行動に課題がある学校に対しては、教育委員会が児童相談所、所轄警察署、青少年育成センター等の関係機関と連携して必要な指導、助言を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組む。また、専門的な知識を有する医師や臨床心理士等を派遣し、児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び対応等について指導、助言を行うことにより問題の解決に取り組む。
- (8) 学校が行う学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。教員評価においても、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

IV いじめの防止のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」及び「三好市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため「学校いじめ問題等対策委員会（仮称）」等の組織を設置する。

3 学校におけるいじめの防止

- (1) いじめの防止等に向けて普段から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として許されない」との雰囲気を学校全体に醸成して、誰もがいじめる側、いじめられる側になりうることを踏まえ、児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- (3) 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスに対処できる力を育む。
- (4) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、みんなから認められていると感じ取ることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感を育てる。
- (5) 情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図る。
- (6) いじめや非行等の問題行動の未然防止のために、小・中学校に入学する児童生徒に関する適切な情報交換が行われるよう幼・小・中の円滑な連携を図る。
- (7) 学校評価を行う場合において、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの早期発見、いじめの再発防止等のための取り組みを適正に評価する。

4 学校におけるいじめの早期発見

- (1) 日頃から、児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が情報を共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。また、児童生徒がいじめに関して訴えやすい相談体制を整備し、利用について広く周知する。

5 学校におけるいじめに対する措置

- (1) いじめ事案は、迅速で適切な初期対応が重要であることを十分認識し、いじめの発見や通報を受けた教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに学校はいじめの防止等のための組織を活用し、即時に対応を行う。また、学校長はいじめの事実確認の結果について教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- (2) いじめられた児童生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことを伝えて不安の除去に努めるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) いじめた児童生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、教育上必要があると認めるときは学校教育法第 11 条の規定に基づき、教育的配慮に十分留意し、特別の指導計画による指導を行うとともに、出席停止や警察との連携による措置を含め毅然とした対応を行う。また、保護者に対しても正確な情報を伝えて理解を得

るとともに、適切な支援を行う。

(4) いじめを見て同調や黙認していた児童生徒に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、自分の問題として捉えさせる指導を行う。

(5) いじめにつながるインターネット上での誹謗中傷や不適切な書き込みなどは直ちに削除するとともに、児童生徒に対して情報モラル教育を徹底する。また、保護者への情報提供を積極的に行い、インターネットを通じたいじめの現状を知らせ、家庭におけるネットモラルの指導とルール作りを行い、子どもがいじめの被害者や加害者にならないよう家庭での指導の徹底を求める。

6 地域や家庭との連携

(1) 学校は、PTAや地域の子どもの健全育成に関わる関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。また、学校評議員制度や学校支援ボランティア（学校支援地域本部事業）を活用するなど学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) 家庭においていじめが疑われるときは、家庭だけで悩むことなく積極的に学校や関係機関等に相談し、連携して対応するよう指導や啓発に努める。

7 関係機関との連携

警察や青少年育成センター等との情報共有体制を構築し、緊密な連携のもと児童生徒のいじめ問題行動への対応を図る。

V 重大事態への対処

1 重大事態の意味

「法第28条第1項」において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害があると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 欠席日数については年間30日を目安とするが、日数にこだわらず事案や被害児童生徒の状況を十分考慮して判断する。

2 三好市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態が発生した場合には、学校は直ちに三好市教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

(2) 三好市教育委員会は、重大事態であると認められるときは、「調査委員会」を設置して重大事態に対処し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、学校に設置している学校いじめ問題等対策委員会（仮名）と連携して調査を行う。

(3) 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児

児童生徒及びその保護者に対して説明しなければならない。その際、児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

- (4) 教育委員会及び学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、心のケアを行うとともに状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。
- (6) 教育委員会及び学校は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、必要な指導・助言を行うとともに、状況に応じて警察や児童相談所等とも連携して対処する。
- (5) 調査結果は、教育委員会より市長に報告する。

3 市長による再調査

- ① 市長は、法28条第1項の規定による調査結果の報告を受けたとき、必要があると認めるときは、法第30条第3項の規定に基づき、専門的知識及び経験を有する第三者による「三好市いじめ問題調査委員会（仮称）」を設け調査（以下「再調査」という）を行う。
- ② 市長は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、再調査の結果を議会に報告する。また、教育委員会に対して必要な措置について意見を述べるができる。
- ③ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
- ④ 再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して調査結果等を説明する。

VI その他の事項

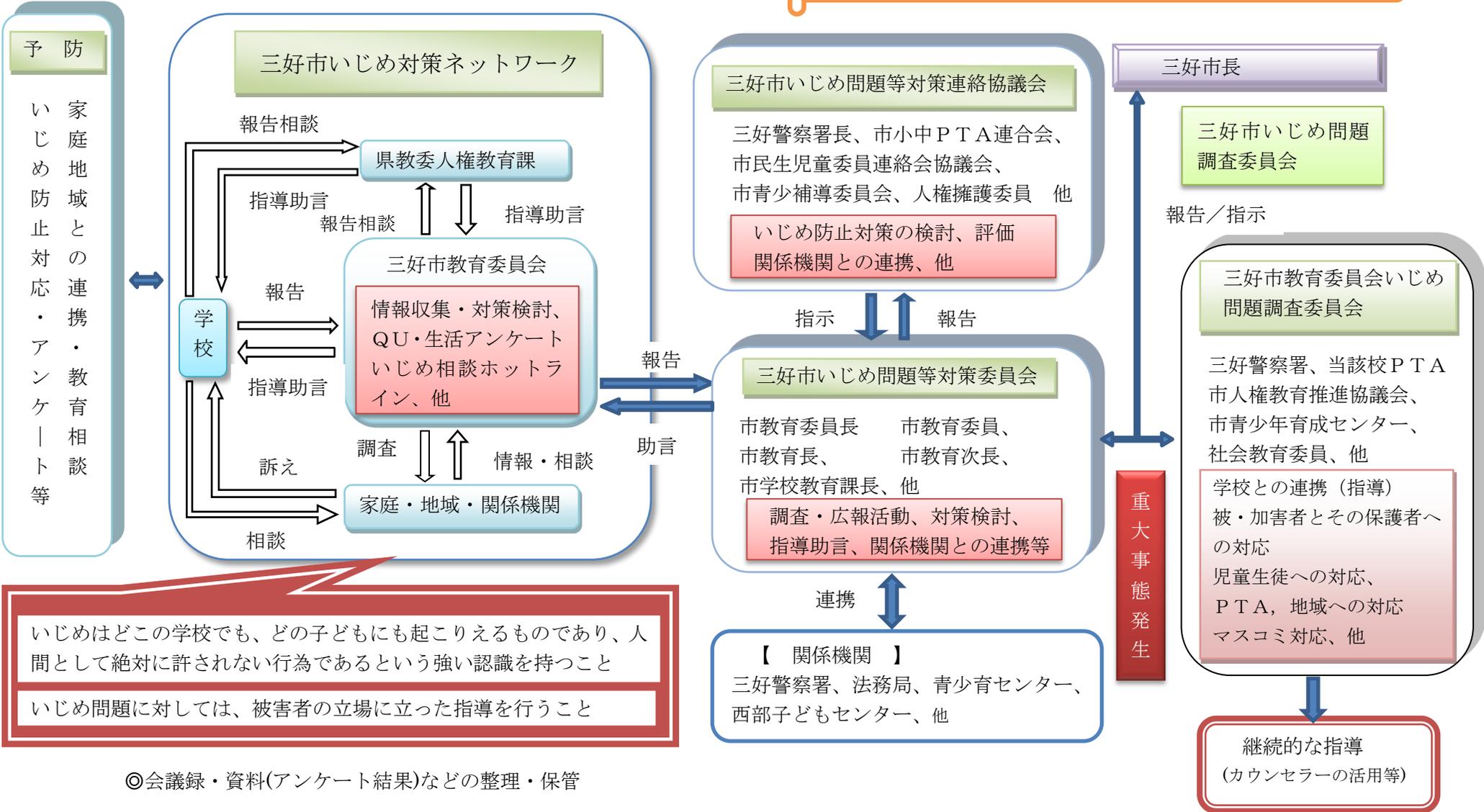
- 1 教育委員会は、基本方針やいじめ防止等の対策の状況について点検及び評価を行い、その結果についてホームページ等で公表する。また、適宜、いじめ防止のための基本方針の見直しや改善のために必要な措置を行う。
- 2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みについて毎年度点検・評価を行い、見直しや改善を図る。

【 参照 】

- 1 いじめには、暴力を伴う犯罪行為に当たるものから、仲間はずれやインターネットを使ったものまで様々な形がある。また、部活動等で、仲間からの叱咤激励を、受け手が心理的プレッシャーとして苦痛を感じるケースのように、好意で行った言動をいじめと受け取ってしまう場合もあることから、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが重要である。
- 2 インターネット等で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らない場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

三好市教育委員会いじめ対応マニュアル

- 情報収集・対策は迅速かつ正確に、
- 個人情報の保護
- 人権への配慮、
- 関係機関との連携、



いじめはどこの学校でも、どの子どもにも起こりえるものであり、人間として絶対に許されない行為であるという強い認識を持つこと

いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと

◎会議録・資料(アンケート結果)などの整理・保管